

優先株ETFファンド(毎月分配型・ヘッジあり)

設定日 2009年12月11日

決算日 原則 毎月7日



アセットマネジメントOne

追加型投信／内外／株式

2024年12月9日現在

基準価額の推移(2009年12月11日～2024年12月9日)

(設定日前日を10,000としています)



・基準価額は、信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、後記の「信託報酬」をご覧ください。
・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算を行い表示しています。

基準価額

	2024/12/9	2024/11/7
当ファンド	6,120.37円	6,149円

2024年12月9日および2024年11月7日の基準価額は分配落後です。

基準価額の高値・安値 (2024年11月8日～2024年12月9日)

	高値 (日付)	安値 (日付)
当ファンド	6,235円 (11月11日)	6,120.37円 (12月9日)

資産構成

内訳	2024/12/9	2024/11/7
優先株ETFマザーファンド	— %	97.6 %
その他資産	100.0 %	2.4 %
純資産	526 百万円	532 百万円
元本	859 百万円	865 百万円

実質組入比率

内訳	2024/12/9	2024/11/7
外国投資信託証券	— %	96.9 %

・当ファンドはマザーファンドを通して運用を行っております。
・比率および構成比は、マザーファンドの比率および構成比を当ファンドベースに換算した実質比率です。
・当ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算を行い表示しています。
・基準価額は、当ファンドの信託報酬控除後の価額です。
・分配金は1万口当たりです。

分配金実績 ※分配金は税引前の金額。

2020年分	2021年分	2022年分
380円	360円	180円
2023年分	2024年分	設定来合計
180円	165円	7,005円

分配金の推移(最近12期分) ※分配金は税引前の金額。

169期	170期	171期	172期
2024/1/9	2024/2/7	2024/3/7	2024/4/8
15円	15円	15円	15円
173期	174期	175期	176期
2024/5/7	2024/6/7	2024/7/8	2024/8/7
15円	15円	15円	15円
177期	178期	179期	180期
2024/9/9	2024/10/7	2024/11/7	2024/12/9
15円	15円	15円	0円

基準価額の騰落率

	当ファンド
1ヵ月	▲0.5%
3ヵ月	▲0.2%
6ヵ月	2.3%
1年	4.8%
3年	▲17.6%
5年	▲12.0%
設定来	30.3%

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

2024年12月9日現在

コメント

・あくまで作成時点での見解等を開示したもので、将来の市場環境の変動やファンドの値動き等を保証するものではありません。

【市況】

期中の株式市場は上昇しました。期前半は、米大統領選でトランプ氏が勝利し、共和党が上下院とも制し、政策期待が強まる中で、パウエルFRB(米連邦準備理事会)議長が利下げを急ぐ必要はないとの認識を示したことで、米長期金利上昇への警戒感から下落しました。期後半は、次期米財務長官人事を受けて米長期金利が低下し、株価は上昇に転じました。

期中の米国長期金利利回りは、低下しました。期前半は、米大統領選でトランプ氏が勝利し、共和党が上下院とも制し、政策期待が強まる中で、パウエルFRB(米連邦準備理事会)議長が利下げを急ぐ必要はないとの認識を示したことで、米長期金利は上昇しました。期後半は、次期米財務長官人事を受けて米長期金利は低下しました。

【運用状況】

当ファンドの償還に備え、優先株ETFマザーファンド受益証券の組み入れ比率をゼロにしました。マザーファンドの運用に関しましては、償還に備え、期中にETFを売却して、現金化しました。

ETF投資先について

2024年11月中に有価証券をすべて売却しました。

○当ファンドは、主としてマザーファンドを通じて、世界主要先進国の優先株を投資対象とする上場投資信託などに投資します。実質的に組み入れた証券の値動きや信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

○購入のお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、詳細をよくお読みいただき、投資に関してはご自身でご判断ください。また、あらかじめ交付される契約締結前交付書面など(目論見書補完書面を含む)の内容をよくお読みください。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

1. 優先株ETFマザーファンドを通じて、主として世界主要先進国の優先株を投資対象とする上場投資信託(以下「優先株ETF」といいます。)に実質的に投資し、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。また、個別の優先株に直接投資する場合があります。

◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※ETF(上場投資信託)とは、Exchange Traded Fund(取引所で売買される投資信託)の略で、取引所に上場されている投資信託のことをいいます。

※優先株ETFおよび優先株の合計実質組入比率については、原則として高位を保ちます。

マザーファンドの運用方針

- ・主として世界主要先進国の優先株ETFに投資します。また、個別の優先株に投資する場合があります。
- ・投資対象とする優先株ETFは、主として米ドル建ての上場優先株を組み入れたものとします。
- ・優先株ETFについては、規模、流動性、利回り水準、参照する優先株指数の差異などを総合的に判断し、銘柄およびその配分比率を決定します。

2. 原則として、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

◆ただし、為替ヘッジにより為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、基準価額が為替変動による影響を受ける場合があります。

3. 原則として、毎月7日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

◆分配金額は、委託会社が基準価額水準や市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

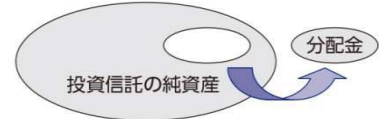
◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



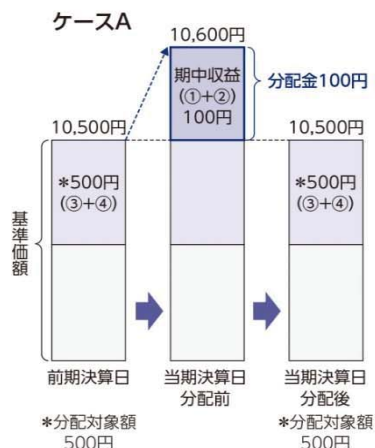
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

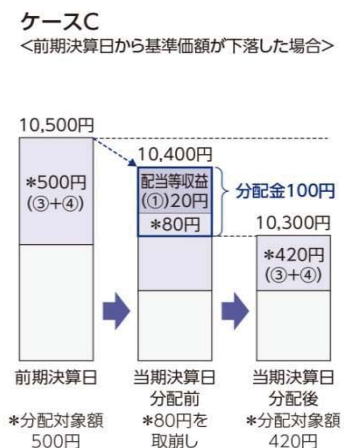
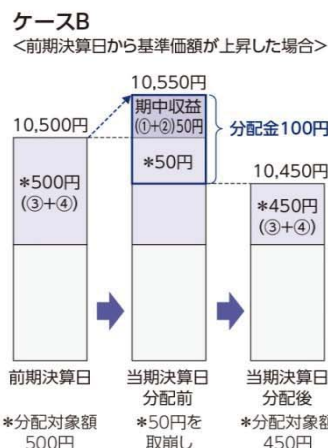
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



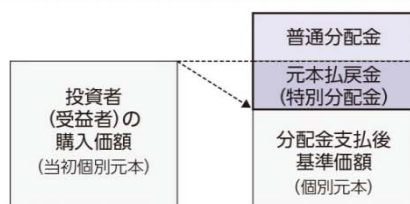
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

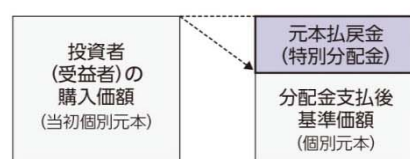
- 投資(受益)者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは実質的な投資対象を優先株とするため、次のような「優先株への投資に伴う固有のリスク」が存在します。また、優先株に関する規制や税制などの変更があった場合、これらのリスク特性が一部変化する可能性があります。

配当金支払いに関するリスク	債券の利払いと異なり、配当金は一般に発行体の取締役会などの裁量において支払いを停止することが可能です。そのため、優先株の実質発行体が業績不振などに陥った場合に配当金支払いを行わない可能性が高まり、当該優先株の価格が大きく下落する可能性があります。また、同一の実質発行体により複数の優先株が発行されている場合には、優先順位の低い優先株については配当が支払われない可能性もあります。
繰上償還リスク	一般に優先株には繰上償還条項が付与されています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境などの要因によって予定された期日に元本の繰上償還が実施されなかった場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。また、反対に、相対的に高利回りの優先株が繰上償還された場合に、同程度の利回りの代替投資先が見つからず、ポートフォリオ全体の平均利回りが低下する場合があります。
普通株の価格変動によるリスク	優先株から普通株に転換できる条項が付く場合には、その実質発行体の普通株の価格変動が優先株の価格にも影響を及ぼす可能性があります。その結果、優先株の株価が下落する可能性があります。
低格付証券のリスク	優先株には信用格付けが投資適格未満となるものも含まれます。一般に、このような低格付証券は投資適格証券に比べ元利金の支払い能力や流動性の面で劣る傾向があります。例えば、財務面や支払い優先順位で劣るため、景気下降局面などにおいては所定の元利金の支払いができず、債務不履行に陥る可能性があります。また、市場全体の取引が低迷している場合などでの流動性および市場価格は、発行体の財務状況にかかわらず、投資家が持つネガティブな印象から悪影響を受ける可能性があります。加えて、優先株の発行体が実質的破綻状態であると規制当局が判断した場合や特定の財務条項に抵触した場合など、元本の全額または一部削減や普通株への転換が破綻前に執行されることもあります。したがって、状況によって普通株より支払い優先順位が劣後する可能性があります。

また、当ファンドには次のようなリスクがあり、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる場合があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。なお、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う場合、外貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。外貨よりも円の金利が低い場合は、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

次ページに続きます。

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください）

前ページからの続きです。

特定の業種への 集中投資リスク	一般に優先株の実質発行体の多くは金融機関となっています。個別金融機関の財務内容および収益動向などに加えて、金融機関を監督する金融当局の行政方針や金融システムの状況など、金融セクター固有の要因によるリスクが伴います。したがって、幅広い業種に分散投資を行うファンドと比較して基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
投資信託証券に 投資するリスク	当ファンドが実質的に組み入れる投資信託証券の関係法人（運用会社などを含む）におけるファンド運営業務、設立国や売買市場国などでの規制当局の動向、法制度や税務制度などの変更が、間接的に当ファンドの運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。 ※申込締切時間は2024年11月5日より午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	購入の申込期間は2024年12月2日まで ※当ファンドの信託期間は2024年12月9日までとなっております。お申込みの際には信託期間にご留意ください。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2024年12月9日まで(2009年12月11日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月7日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.1%(税抜1.0%) ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※ファンドが実質的に投資対象とする優先株ETFは市場の需給により価格形成されるため、優先株ETFの費用は表示していません。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入保有証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

当資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。後述の「投資信託ご購入の注意」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取り扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
 [ファンドの運用の指図を行う者]
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 <受託会社>三井住友信託銀行株式会社
 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
 ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>